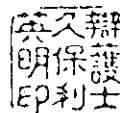


2017年7月20日

法 務 大 臣 金 田 勝 年 殿
 司法試験委員会委員長 神 田 秀 樹 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会
 代表理事 久 保 利 英 明



司法試験の合格者決定についての要請

第1 要請の趣旨

平成29年度の司法試験合格者の決定にあたっては、少なくとも、2100名程度を合格させるよう要請する。

第2 要請の理由

1 崩壊の危機にある法曹養成制度と日本社会の危機

(1) 半数が「廃校」に

貴職らもご承知のとおり、本年5月に、立教大学と青山学院大学、そして桐蔭横浜大学が法科大学院の募集を停止した。2004年に法科大学院制度が発足した直後に74校あった法科大学院は、この3校の募集停止により、合計35校が実質的に「廃校」になったことになる。東京、大阪、名古屋、福岡などの大都市圏以外の地域にあった法科大学院は、琉球大学や金沢大学など一部の法科大学院を除いてそのほとんどが廃校となった。また、大宮法科大学院や成蹊大学など、社会人経験者を多く受け入れてきた法科大学院の多くも廃校になっている。残っているのは、東京大学、京都大学、一橋大学などの旧帝大（専門大学）系の国立大学や早稲田大学、慶應義塾大学などの有力私大など、もともと旧司法試験でも合格者を出してきた大学である。しかも、旧司法試験のように、法科大学院を経ないで司法試験に合格する「予備試験組」も増加している。法科大学院制度の発足以来10余年を経た今、法曹養成制度という観点からすると、「先祖がえり」の状況が現出している。

(2) 法科大学院の役割と現状

法曹関係者には、上記のような有力大学を経て、旧司法試験を合格した者が多く、こうした状況について、「それでどこに問題があるのか」と言う者も多い。しかし、思い出されるべきは、何故、16年前に司法制度改革が行われ、法科大学院制度が導入されたのかということである。それは、一発試験で少数の者を選抜し、司法修習制度により教育するという法曹養成制度（基本的には、明治以来受け継がれてきたものである。）では、複雑化し、国際化した市民社会と経済社会の要請に応えられないということから始まった。法律以外のさまざまな知識や経験をもち、専門的スキルや外国語など、それまでの法律家に足りなかった能力を備えた多様な法律家を多数輩出することが求められたのである。その要請に応えるために導入されたのが法科大学院制度である。

2004年に発足した法科大学院は、さまざまな困難の中でも、これまでに2万人を超える実務家法曹を生み出してきた。大都市圏以外の法科大学院出身の法曹も500名程度に達している。当初想定された3000名という数には及ばないとしても、2000名を超える合格者が出たこともあって、訴訟実務以外の分野に進出する法曹も増加し、2004年には僅か100名程度だった組織内弁護士の数は、現在では、1900名を超えている。大企業や中央省庁だけでなく、中小企業や地方自治体で働く弁護士も増えている。日本の社会に「法の支配」を確立する基盤が作られ始めたのである。

旧司法試験時代にはほとんど合格者がいなかった地方の大学や中小の私立大学が設置した法科大学院や夜間開講で社会人を受け入れる法科大学院は、「多様な人材」という法科大学院制度の象徴である。こうした法科大学院の多くが廃校になりつつあるということは、法科大学院制度を導入した趣旨が没却されつつあることを意味している。

(3) 「法曹人口増加」の約束は果たされていない

法科大学院制度による新司法試験が開始される直前の2005年度の旧司法試験合格者数は、約1500名であった。昨年の司法試験合格者数は、1580名である。つまり、「法曹の数」ということだけを考えると、法科大学院制度は、「まったく役に立っていない」ということになる。法曹の数を増やすために導入したにもかかわらず、法曹の数を増やせないなら法科大学院制度に意味はない。まさに、法科大学院制度は、「存亡の危機」

にあると言っても過言ではない。法科大学院制度がなくなれば、一発試験により「受験秀才」を選抜する昔の仕組みに戻るだけである。それは、ますます複雑化し、国際化する市民社会、経済社会の要請を無視することである。最近も、車部品メーカーのタカタ株式会社が破綻したり、株式会社東芝に対する国際仲裁や仮処分の申立てが報じられているが、そうした日本企業のために国際的に活躍している弁護士はほとんどいないのが現状である。

(4) 日本社会の危機と法務省・司法試験委員会の責任

法科大学院制度の危機は、法曹養成制度の危機であり、法曹養成制度の危機は、司法全体、ひいては日本社会の危機を意味する。司法制度改革が政治改革、行政改革などの総仕上げとして「最後の要」として位置づけを与えられたことを考えれば、このことは火を見るより明らかである。この危機を招来した主たる原因は、法務省の「司法試験政策」である。法科大学院制度の導入によって、司法試験の役割は大きく変わるはずであった。誰でも受けることができる一発試験で、訴訟実務家になる少数の合格者を選抜するのと、法科大学院教育を修了した者の中から、地理的にも、職域的にも多様な分野で働く多数の合格者を選ぶ試験が同じはずはない。しかし、法務省は、このことを理解しようとし、旧来型の試験問題と合格基準に拘泥し続けた。その結果が、今日の「惨状」である。

この危機を打開することは難しくない。法科大学院制度の趣旨に沿って、修了者の7割ないし8割を司法試験に合格させればよいのである。そして、貴職らの職権の適切な行使によって、それは、可能である。以下に、司法試験制度がいかになめられてきたか、その結果、法曹養成制度と日本社会にいかなる危機をもたらしたかを述べる。貴職らにおかれては、この趣旨を踏まえて、要請の趣旨のとおり、今年度の司法試験の合否判定にあたっては、少なくとも2100名程度を合格させるよう強く要請する次第である。

2 司法試験の合否判定の不当性

(1) 異常事態の原因は司法試験

2001年の司法制度改革審議会意見書（以下「改革審意見書」という。）の構想では、法科大学院修了者の司法試験合格率は、7割から8割とされ

ていた。ところが、実際には、司法試験の合格率は、初年度で5割程度であったばかりか、その後は低下の一途をたどり、一昨年と昨年は、23%程度にまで下がった。2年ないし3年の期間と相当額の費用を投じて法科大学院を修了しても、合格する確率が3割にも満たないというのでは、多くの法曹志望者（特に社会人）が法科大学院への進学を躊躇するのは当然のことである。そのため、法科大学院への入学希望者、及び実際に入学した者の数は減る一方であり、今年の入学者は1700名程度にまで下がっている。政府は、2002年、改革審意見書に基づいて、「2010年に合格者3000名を目指す」ことを閣議決定した。社会が毎年3000名の法律実務家を必要としているのに、法科大学院に入学する者が1700名しかいないというのでは、話にならない。まさに、異常事態が現出していると言わざるを得ない。

こうした事態を招いたのは、司法試験制度のあり方を変えようともせず、多数の法科大学院の設置を認めた文部科学省にその責任の一端があることはもちろんであるが、その主たる責任が、法科大学院制度と整合性のない司法試験を続けた法務省と司法試験委員会にあることは明らかである。

(2) 未修者の合格率は1割

法曹資格を得るには、原則として、法科大学院を修了し、司法試験に合格したうえ、司法修習を経て、試験（いわゆる「二回試験」）に合格しなければならない。法科大学院を修了するには、既修者で2年、未修者で3年の教育が必要とされ、その費用も年間で50万円から150万円に及ぶ。したがって、法科大学院を修了している以上、その修了者の少なくとも7割か8割が合格するのでなければ、法科大学院制度が維持できないのは、当然のことである。司法試験と法科大学院教育が不可分の関係にあることは、法律においても、司法試験法1条3項で、「司法試験は、（中略）法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行う」と明記されているところである。そうであるならば、司法試験の合否の判定基準は、（法学教育を受けずに法科大学院に入学し、3年間の教育を受けた）未修者でも、法科大学院終了後の最初の受験における合格率が、少なくとも7割ないし8割程度となるように設定されるべきことは、当然のことである。しかし、実際には、昨年度の司法試験

における未修者の合格率は、驚くべきことに、1割程度に過ぎない。これは、司法試験の設問や実施方法、さらには合否の判定基準に重大な誤りがあることを意味している。

(3) 難し過ぎる試験

当会では、毎年、現役の弁護士が司法試験を実際と同じ条件（時間制限、手書き、判例のない六法のみ参照可）で解いているが、非常に難しい試験であることが浮き彫りとなっている。司法試験の出題者でも、自分の担当科目以外は、「合格点」が取れないはずである。このような水準の試験を法科大学院修了者に課すことは、国際的に見ても極めて特異な制度であり、既得権者を保護するための一種の参入障壁とも言える。そのために、多額の費用と時間を費やした多くの法科大学院修了者が資格を得られずに社会に出るわけであるから、このような制度が社会に与える損失は甚大である。

法務省は、司法試験の合否判定の基準を明らかにしようとしなない。いくら質問をしても、「法律実務家に相応しい能力があるかどうかを基準に、適正に決めている」という紋切り型の返事しか返ってこない。しかし、「法律実務家に相応しい能力」は、その「法律実務家」の仕事の種類や期待されている役割によって大きく変わるはずである。司法試験合格者の多くが、裁判官、検察官、訴訟弁護士という訴訟実務家になる時代と、少なからぬ弁護士が企業や官庁に就職したり、あるいは、日本を出て活躍する国際弁護士としての役割を期待されている時代では、「法律実務家に相応しい能力」は、まったく異なる。これまでの司法試験の合否判定の基準を維持し続ける法務省及び司法試験委員会が、こうした変化を理解しているとは思われない。

(4) 不合理極まる合否判定基準

しかも、実際の合格者数と合否の判定基準を検討すると、法務省と司法試験委員会が「法律家に相応しい能力を適正に判定している」とはとても考えられない実態がある。法務省は、毎年の「合格最低点」と「得点率」（満点に対する正答の割合）を公表している。平成27年度は、合格最低点が835点であった。これは、得点率では、56.6%になる。この最低点をクリアして、1850名が合格した。ところが、翌平成28年度は、合格最低点が880点（得点率59.66%）と大幅に上昇し、合格者の数は、1583

名と20%近く減った。受験者の質が大きく変わらない以上、合格最低点(得点率)がそれほど大きく変化するはずはない。こうした判定は、法務省と司法試験委員会が、「初めに合格者数ありき」で合格最低点を決めていることを示している。こうしたやり方の不当性の詳細は、添付した当職の論考を参照されたい。いずれにしても、これまでの合否判定のあり方が司法試験の本来の趣旨に合致しないことは明らかである。

このことは、平成28年9月26日の中教審法科大学院特別委員会(第76回)において、鎌田薫委員が指摘しているところである。ここで、鎌田委員は、「法科大学院側としては、法科大学院教育の質が悪いからというふうにさんざん言われて一生懸命努力をして、点はどんどん上がってきた。点がどんどん上がると合格最低点もどんどん上げられると、一体どの水準を求めていらっしゃるのかが全く把握できない。(中略)こういう点が足りないのだということを明確に示していただかないと、法科大学院教育の改善の方向性を見出すことが非常に難しいと思います。ただの競争試験で人数に合わせて輪切りしているだけだということなら、より試験テクニックに磨きを掛けろというメッセージしか伝わってこないような気がします」と発言している。この指摘のとおり、今の司法試験は、法科大学院制度の趣旨に反する、受験生にテクニックを求める試験になっていると言わざるを得ない。

3 社会はより多くの法曹資格者を求めている

法務省と司法試験委員会がこうした不合理かつ不当な合否判定を行っている理由は、「職がない」などというデマまがいの宣伝を繰り広げる地方を中心とする弁護士会とそれに動かされる国会議員の意向を受けてのことと思われるが、これは、現実の国民や企業の要請と真っ向から矛盾し、「反国民的」と言っても過言ではない。このことは、内閣官房法曹養成制度改革推進室が一昨年4月に発表した「法曹人口調査報告書」によると、国民の8割が「弁護士の知り合いがない」と回答し、「弁護士に依頼したいと考えたことがある者」の3分の2が、「弁護士の探し方が分からない」などの理由で弁護士に依頼していないこと、大企業でも弁護士の資格を有するものを雇用しているのが僅か13%に過ぎない反面、弁護士を募集した企業の3割が、「応募がなかった」と回答していることにも示されている。有力な経済人の団体である経済同友会も、2015年4月の意見書で、「現在の司法試験は、社会が

期待する法曹が必要とするレベルを超える知識や能力要件を課している。この結果、多くの学生はかなり年齢を重ねてから社会に出ることになり、法律事務所に就職できなければ、まさに『潰しがきかない』状況に追い込まれる。学生の法曹離れはこの巨大なリスクと膨大なコストに真因がある。」とし、「何よりも司法試験そのものについては合格しやすくすべきである。」と述べている。また、当会が最近開催したセミナーでも、合格者数が減少傾向に転じてから、新人弁護士の採用市場では、企業のみならず法律事務所でも採用が困難になっていることが報告されている。国民と社会は、より多くの法曹を求めているのである。

4 今年度の司法試験合格者の規模

以上のような法科大学院制度と法曹養成制度、ひいては日本の司法制度全体が直面している危機的な状況と本来の司法試験制度のあるべき姿をあわせて考えると、司法試験制度の抜本的な改革が不可欠であることは明らかである。そして、それは、今すぐ行われなければ間に合わない。

まず必要なのは、今年度の司法試験合格者を2年前の2000名程度に戻すことである。今年度の受験者数は、5967名であるから、2100名程度を合格させても、合格率は、35.2%と3分の1を超える程度であるが、司法試験のあり方が、本来のあるべき方向に変わることを社会に示すことができる。これは、法曹志願者の数を再び増加させるインパクトを与えるための最低限の数字である。

そもそも、今年度に3000名合格させても、合格率は50.3%で、ようやく第1回新司法試験（平成18年度）の合格率48.3%と同水準になるに過ぎない。本来の「7割から8割を合格させる」という構想より大幅に低い数字である。当会としては、毎年3000名以上が法律実務家となるような法科大学院と司法試験制度の実現を目指すべきであると考えたものではあるが、当面の最低限の措置として、2100名程度の合格を求めるものである。

5 貴職らの判断の重要性

貴職らは、日本の司法を支える一翼である法務省の最高責任者、司法試験を実施する責任者として、日本の司法、日本社会の将来に極めて大きな責任を負っている。

貴職らに対し、以上の趣旨を踏まえ、今年度の司法試験合格者が少なくとも2100名程度とするよう強く要請する次第である。

第111回

随想

テストイモニー

Testimony

司法試験合格者1583人という亡国政策！

弁護士 久保利英明

我々の要請を無視し、2016年度の司法試験合格者数は1583人に低下

何と、司法試験審査委員が合格者数を決定するという驚くべき慣行に着目した「ロースクールと法曹の未来を創る会」(LAW未来の会)は、昨年8月3日、送付先が判明した司法試験審査委員全員に、「司法試験の合格者決定についての要請」を送付し、「司法試験合格者の決定にあたっては、少なくとも、2100名程度を合格させること」を要請した。結果として合格者は1850人に止まった。そこで今年も同様の要請を行った。

今の司法試験の総合成績の上位者が直ちに良い弁護士であるとは言えない。LAW未来の会のペテランが憲法に挑んだが合格点が取れなかった。基礎科目の法律知識に重きを置く司法試験の内容を見直し、合否基準もペーパー試験結果より、ロースクールの成績や多様な能力、社会人経験など様々な要素に基づくべきであると要望した。

しかし、2016年は、合格者は更に減少して、ペーパーテストの僅かな点差により、1583人に制限された。司法試験は「良き法曹の選別」という機能を失って

いる。

合格者の減少がもたらす日本の司法とガバナンスの弱体化

1. 法科大学院と司法の危機

法科大学院制度は法曹人口の飛躍的発展を目指して設立された。ところが、司法試験の合格率は、初年度以降、低下の一途をたどり、2014年は、22.6%にまで下がった。

相当額の費用と努力と年月をかけて法科大学院に学んでも、大半が弁護士になれないとの判断から、入学希望者も大幅に減り、現実の入学者は1857人にまで下がっている。

弁護士の仕事を法廷外へ延伸し、企業のコンプライアンス、ITや人工知能への取り組み、海外業務の展開、国民の医療や介護、後見などの心配事の解決に、新しい知見を持った弁護士が必要なのに、訴訟專業意識の強い旧来型の弁護士を念頭においた司法試験が立ちはだかっている。

2. 司法試験制度の意義と合格者の決定の誤り

法曹の多様性を理由に奨励された法学未修者の司法試験合格率が1割程度に過ぎないのでは、法曹の多様性など絵に描いた餅であ

随想 テステイモニー Testimony

る。司法試験の出題レベルや実施方法に問題があり、合格者選抜のルールが間違っているためである。

3. 社会はより多くの法曹資格者を求めている

2015年6月、内閣の「法曹養成制度改革推進会議」が述べた「今後の法曹人口の在り方」に基づき、2015年は1850人の合格者を輩出した。しかし、今年は何の説明も合理性もないまま、合格者数を「1500人程度」に削減した。

国民と社会はもつと多数の法曹を求めているのに、司法試験委員会、審査委員会が人数制限していることが明らかとなったのである。

合格者数の検証と評価

1. 2014年までの総括

2008年から2000人台で続いてきた司法試験合格者数が2014年、一挙に1810人へと239名も激減した。合格率も22.6%に低落し、法科大学院修了者に限れば合格率は21.2%に止まった。

一方、2014年の予備試験組は合格者数163人で、合格者数の9%を占めた。本来、予備試験

は法科大学院に通学できない人のための例外的措置として司法試験合格者の1%程度に収まること想定されていたのである。

未修者と既修者の合格率は、2012年が17.2%対36.2%だったのに、2014年は12.1%対32.8%となった。わずか3年間で未修者の合格率は既修者の半分から3分の1に激減してしまっただのである。

2. 2015年はどうであったか

(1) 全体的傾向

2015年の合格者数は1850人で、予備試験経由が186人、法科大学院修了者が1664人であった。受験者は既修3506人、未修4209人で合計7715人。予備試験経由の301人を加えて総計8016人であったから全体の合格率は23.1%に止まった。

合格者のうち既修者が1133人、合格者に占める比率68%、合格率32.3%。未修者が531人、合格者に占める比率31.9%、合格率12.6%。

予備試験経由者は合格者の10%を占めた。その合格率は61.8%である。法科大学院経由者全体の合格率は21.6%にすぎない。

(2) データを分析しても、なぜ1850人なのか説明がつかない。2015年の合格者が1850人となった理由は、偏に合格最低点が835点とされたことに起因する。しかし、以下に述べるとおり、その点数について合理性は何ら存在しない。

①合格最低点の急激な上昇

2015年の合格者の最低点は835点とされたが2014年のそれは770点であった

配点がほぼ同一であった2009年から2014年までの6年間の合格最低点は785点、775点、765点、780点、780点、770点と概ね同水準であった。それが突然、2015年は65点も上昇し835点とされたのである。その理由について司法試験委員会からも、審査委員会からも説明はない。

②合格最低点と総合評価対象者平均点の較差

合格最低点と総合評価対象者平均点の差をみると、合格者が2000人を超えた2008年が10点、2009年18点、2010年31点、2011年27点、2012年20点、2013年20点といずれも合格最低点が上回り、平均21点の差である。1810人の201

4年も19点上回っている。ところが2015年についてはその差はなんと42点にも開いた。①同様にこの説明もない。

③総合評価対象者平均点と配点基準が同一と思われる2009年から2014年の総合評価対象者平均点は767点、744点、738点、761点、760点、751点と6年間の平均は753点である。年ごとに振幅はあるものの最大格差は概ね±14点に過ぎない。

ところが2015年だけ40点にまで拡大する。もしこの点を捉えて問題が易しかったと評価するならば、②で解説した較差である21点の上乗せで良いはずである。平均点である793点を21点上回った814点は得点順位で2160位に該当し、累計割合で見れば43.66%に相当する。

④合格最低点と累計割合の関連

2014年の合格最低点770点は累計割合の41.17%のポジションにあつた。2012年の累計割合は43.05%であり、2013年の合格最低点の累計割合は、42.18%であった。ところが、2015年の足切りである835点

取得者は異例とも言える37・4%の累計割合の位置にある。もし、2015年並みの41・17%に近似する41・18%に相当する8233点を合格最低点とすれば、2037人が合格していたはずだ。

⑤結論

司法試験が資格試験であり、既に過去の合格水準が一定の公表数値により示されているのに、全く説得力のない合格者数まで絞り込んだことには何の合理性も認められない。

2015年は2000人から2100人の合格判定は十分に可能であったのである。

3. それが今年はどうなったか。

2016年の試験結果の分析

(一) 及落判定について

出席審査委員の合議により、論文式試験の各科目において、素点の25パーセント点(公法系科目・刑事系科目は50点、民事系科目は75点、選択科目は25点)以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点880点以上の1583人を合格者とする判定がなされた公表されている。

(二) しかしなぜ880点が適切とされるのか説明が付かない

①合格最低点の更に急激な上昇

2016年の足切り点880点は2015年よりも更に異常である。2015年の合格最低点はそれ以前の水準より65点も上回っていたが、今年はそのさらに45点も上回っている。2015年と今年の2年分を合計するとたった2年で120点もの上昇である。

②合格最低点と総合評価対象者平均点の較差

2016年の合格最低点と総合評価対象者平均点の差は50点にも及ぶ。2015年の較差42点も今までにない大きな差であったが、更にその差を拡大する数値となっている。

③総合評価対象者平均点との関連

2015年までの総合評価対象者平均点753点を規準としてみれば、2015年は40点の上昇となったが、今年の平均点829・52点は、なんと76・52点もの異常な上昇となっている。

④合格最低点と累計割合の関連

2016年の合格最低点880点が指し示す累計割合は2015年の合格最低点835点が指し示

す累計割合37・4%を、遙かに下回る35・89%である。

2015年の累計割合に相当する874点ならば合格者数は1651人であり、2015年並の累計割合41・17%に相当する861点ならば合格者数は1819人となる。

⑤結論

いくら司法試験受験者数が減少したと言っても、資格試験である司法試験の合格者数が説明不能なさし加減で左右されたのでは、法曹資格の鼎の軽重を問われることになる。

司法試験委員会と審査委員会を改革し、司法試験問題を適切なレベルに

司法試験審査委員とは試験科目ごとに選任され、問題作成や採点を担当し、合議により可否を判定する存在である。審査委員は司法試験合格者数を事実上決定する権限を持つと言つて良い。

その判定に基づいて検察官、裁判官、弁護士各1名、マスコミ1名、大学教授3名(法学系2名、教育系1名)の7名によつて構成される司法試験委員会が合格者を決定(司法試験委員会法8条)するとされている。

しかし、司法試験合格者数は日本の法曹人口を規定し、日本の在り方、ひいては国力を決定する重要な要素である。司法試験問題が国民の求める弁護士を選別に適切か、合格者の最低レベルをどこに定めるのか、弁護士は足りているのか不足しているのかは国民的な利害に関わる。司法界だけの話ではない。

今や司法試験は単なる法曹三者の登竜門ではない。この国を、国民の権利を守り、真に法の支配が貫徹する国家に改造するための多様な人材の入場門である。法務省の役人や法律学者が入り口の大きさを勝手に決めていいわけがない。

それを各法律科目の専門家に過ぎない審査委員に委ねる司法試験制度がそもそも間違いないのではな

いだろうか。合格者数の判定や決定理由の説明責任は果たされていないし、試験問題や配点、解答時間の適正性についての別組織による検証もなされたことはない。その様な組織が、国家資格試験についてブラックボックスで合格者数を判定することは民主国家で許されることではあるまい。司法試験法の改正と司法試験委員会と審査委員会の抜本改正が必要な所以である。

随想 テステイモニー Testimony

法曹養成は国家インフラの重要施策である

2016年10月5日付けの産経新聞「主張」欄は「法曹養成」と題して、「活躍の場増やす努力せよ」と論じた。

少し長くなるが一部を引用する。

①「法科大学院を中核とした法曹養成が狙い通りにいっていない。

司法試験合格率が低迷し、志願者が減っている。合格しても「弁護士余り」といわれる。これでは法曹を志す優秀な人材が離れるばかりだ。悪循環を絶つ改革が急務である。」

②「合格率にとらわれるだけでは法曹養成改革の意味がない。幅広い人材を集め、対話型授業で識見ある人材を育てる当初の理念を忘れず進めてもらいたい。法学部卒以外の社会人を受け入れるコースを充実させる大学院が出てきていることは歓迎したい。」

司法試験の内容についても、短時間で狭い法律知識を試すような問題に偏らず見直してほしい。」

③「弁護士や裁判官などの地域的偏在は解決されていない。災害被災地など長期的、組織的な法律家の支援を必要としている場がある。高齢者や子供を守る法曹の支

援の重要性は増している。企業や官公庁、国際舞台で法律知識と交渉力を持つ人材が望まれている。弁護士会はこうした現状をみつめ、もっと活躍の場を広げ、法曹の仕事の意義や魅力アップの方策を考えてはどうか。」

すべて、真つ当な提言である。

法務省も、文科省も、法科大学院協会も、日弁連も、最高裁も、内閣も、国会も、日本にあまねく「法の支配」を及ぼし、国民の人権を擁護し、企業のカバナンス力や国際競争力を涵養するための法律家と司法の質量を充実する強力な司法政策に踏み切る時期である。時機を逸すればすでに法曹一元を達成し、弁護士試験合格者毎年2000人を実現した韓国に周回遅れは不可避となる。



ILS出版の刊行物



発売中!

米国特許法研究

B5判 302頁
定価3,500円
(税・送料別)

特許法の歴史、原理、そして実務を考える

著者 米国弁護士 ヘンリー幸田

米国特許法の歴史、現行の原理と実務、さらにはその未来像までを課題とする総合的研究書

— 主な内容 —

第1章 ◆ 序論：特許制度を考える

<パテントとは何か><特許の哲学的原理について><特許批判論を考える>

第2章 ◆ 特許制度の歴史を辿る

<イントロダクション><ベネチア特許法><英国専売条例><日本専売特許条例><米国特許法>

第3章 ◆ 特許出願

<バックグラウンド><登録要件><出願手続><審判・控訴>

第4章 ◆ 登録後の手続

<イントロダクション><訂正証書><再発行><再審査>

第5章 ◆ 特許侵害

<バックグラウンド><特許侵害><特許侵害判定方法><均等論を考える><逆均等論><特許侵害重要判例を考える>

第6章 ◆ 損害賠償

<イントロダクション><損害賠償額算定方式><故意侵害に対する3倍賠償>

第7章 ◆ 特許訴訟

<バックグラウンド><提訴・訴答手続><証拠開示手続><略式判決><トリアル><判決><控訴><代替的紛争解決手続>

第8章 ◆ 防御方法

<イントロダクション><不正行為><特許権の乱用><エストップ><ラッチェス><時効>

第9章 ◆ 知的財産の活用・未来の知財戦略

<知財をめぐる国際環境><パテント・ポートフォリオ(PP)戦略><理想の知財戦略>

お問い合わせおよびご予約は・・・

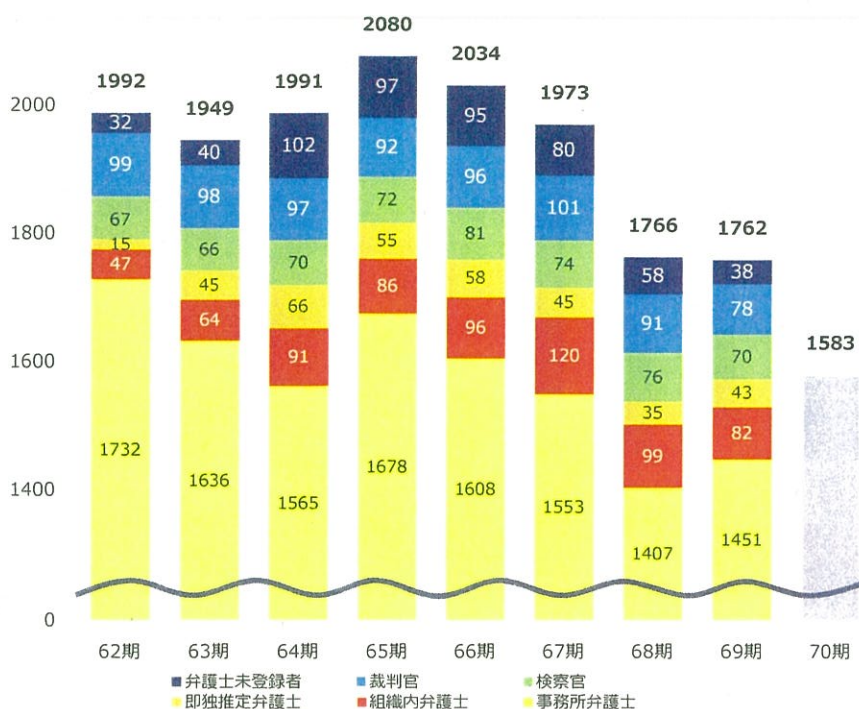
(有)ILS出版 〒157-0077 東京都世田谷区鎌田2-15-22-305 TEL03-5797-9922/FAX03-3700-9923

e-mail: order@ilslaw.co.jp

ホームページ <http://www.ilspublications.co.jp>

■ 司法修習終了者の就業状況

2200 (人)



(※62～69期は各年6月時点、70期は司法試験合格者数 ジュリスティックス調べ)

◆Point 1

司法修習終了者の就業先割合はおよそ以下の数値で推移している。

事務所弁護士	約80%
組織内弁護士	約5%
即独推定弁護士	約3%
判事補・検事	約8%
未登録者	約4%

◆Point 2

近年では、未登録者・即独の人数がやや減少傾向にあり、代わりに組織内弁護士が増加傾向にある。

◆Point 3

69期は4月末時点で既に昨68期の6月末時点より未登録者が少ない。例年より早く就業が進んでいるように見受けられる。

1

©JURISTIX Inc. All Rights Reserved

■ 司法修習終了者の就業状況推移 (67～69期)

	67期	68期	69期
司法試験合格者	2,049	1,810	1,850
司法修習終了者	1,969	1,766	1,762

新規法曹資格者	1,973	1,766	1,762
判事補採用者	101 (5.1%)	91 (5.2%)	78 (4.4%)
検事採用者	74 (3.8%)	76 (4.3%)	70 (4.0%)
弁護士登録者	1,718 (87.1%)	1,541 (87.3%)	1,576 (89.4%)
弁護士未登録者	80 (4.1%)	58 (3.3%)	38 (2.2%)

弁護士登録者	1,718	1,541	1,576
法律事務所所属 (組織内弁護士・即独推定者除く)	1,553 (78.7%)	1,407 (79.7%)	1,451 (82.3%)
組織内弁護士 (企業・官公庁・その他団体)	120 (6.1%)	99 (5.6%)	82 (4.7%)
即独推定者	45 (2.3%)	35 (2.0%)	43 (2.4%)

(※各年6月時点 ジュリスティックス調べ)

◆Point 1

合格者数が1,800人台に減少後も全体の就業先割合に、さほど大きな変化はない。司法修習終了直後、12月の一括登録時点では弁護士未登録者が400～500名ほどいるが、修習終了から約半年後の6月末時点では登録が進んで上記の通りの人数になる。

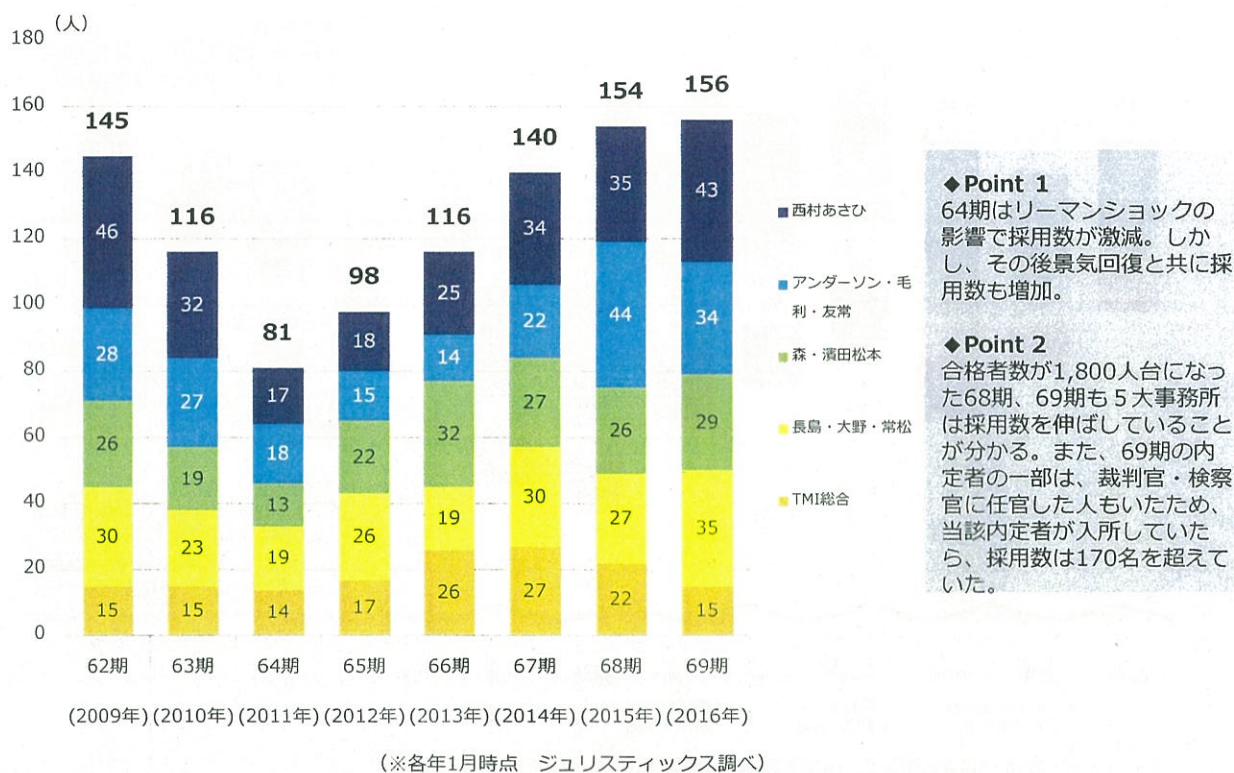
◆Point 2

一括登録時点の未登録者数を提示して、一部メディアや弁護士が「弁護士の就職難」を謳っているが、直近、弁護士未登録者は減少傾向にあり、今年は2.2%だった。司法修習終了者の95%以上はいずれかの業種に就業しており、「弁護士の就職難」という状況は見えてこない。

2

©JURISTIX Inc. All Rights Reserved

■ 5大事務所新人採用数推移



■ 69期司法修習終了者の就業状況～採用数トップ10事務所～

順位	事務所名	都道府県 (※1)	所属弁護士数 (※2)	69期採用人数 (※3)
1	西村あさひ法律事務所	東京都	535	43 (7) ↑
2	弁護士法人ベリーベスト法律事務所	東京都	139	42 (11) ↑
3	弁護士法人アディーレ法律事務所	東京都	190	36 (7) ↑
4	長島・大野・常松法律事務所	東京都	387	35 (4) ↑
5	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	東京都	425	34 (5) ↓
6	森・濱田松本法律事務所	東京都	378	29 (6) ↑
7	TMI総合法律事務所	東京都	368	15 (1) ↓
8	弁護士法人心	愛知県	44	14 (2) ↑
9	虎ノ門法律経済事務所	東京都	79	13 (1) ↑
10	弁護士法人朝日中央総合法律事務所	東京都	52	11 (2) ↑
10	弁護士法人ALG&Associates	東京都	60	11 (0) ↑

※1 主事務所所在地

※2 従事務所所属弁護士、外国法事務弁護士含む。提携事務所所属弁護士は含まない

※3 ()内の人数は女性。矢印は昨年比増減

(※2017年1月時点 ジュリスティックス調べ)

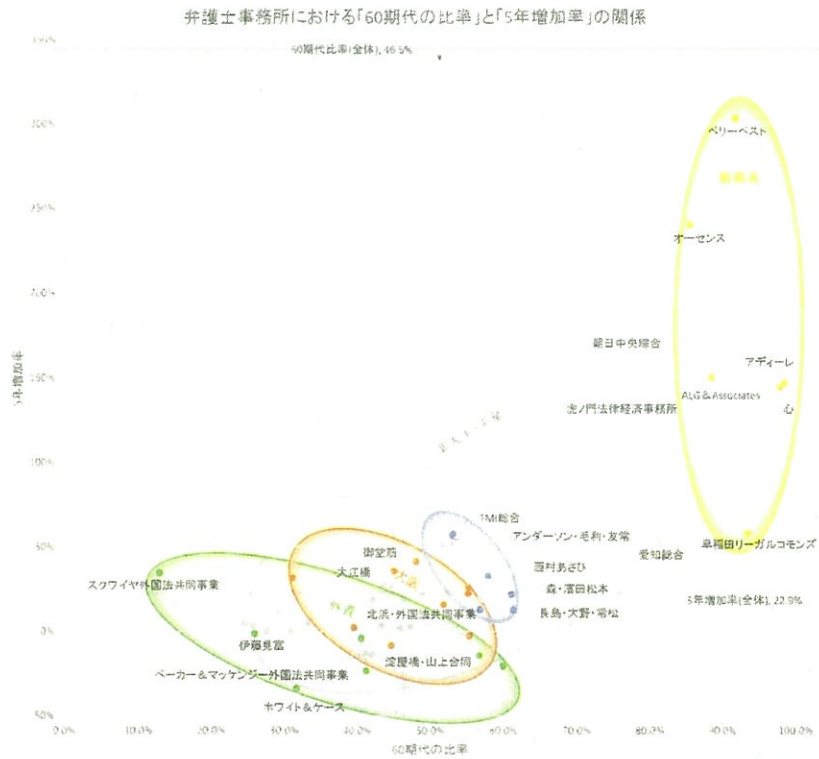
◆Point 1

司法試験合格者数が2,000人台から1,800人台になった後も、5大事務所を筆頭に新人採用数を伸ばしており、都心部（東京、大阪、名古屋）、大規模事務所への集中が強まっている。

◆Point 2

近年では、ベリーベスト、アディーレ、心、ALG&Associatesなど、全国展開している新興系法律事務所が採用数を伸ばしている。

■ 法律事務所成長率と若手弁護士割合の相関関係

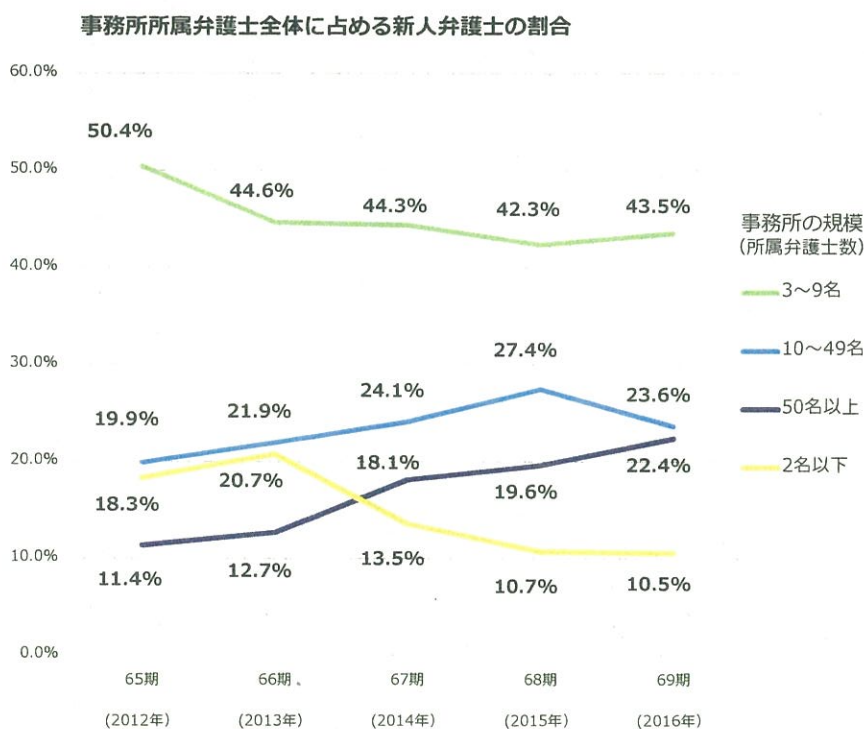


◆Point 1
5大事務所～中規模事務所は概ね平均的な採用状況。

◆Point 2
新興系法律事務所が新卒採用に積極的で、事務所規模も急速に拡大中。

◆Point 3
外資系事務所の採用はあまり伸びていない状況。

■ 法律事務所の規模別の新人採用割合推移



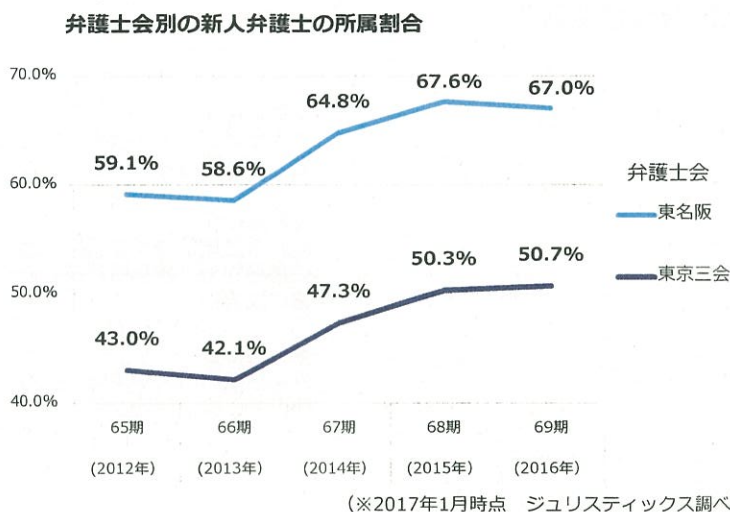
◆Point 1
50名以上の大規模事務所は、新人採用に積極的で毎年規模を拡大している。

◆Point 2
10～49名の中規模事務所は急激に新人の割合を落としていく。弁護士の供給数が減少する中で、大規模事務所に新人を取られてしまい、その影響を大きく受けているものと思われる。

◆Point 3
法律事務所の組織化（弁護士法人化など）が進む中で、2名以下の事務所は大幅に割合を落としているが、9名以下の小規模事務所はまだ地方に多く、比較的割合を保っている。

◆Point 4
つまり、法律事務所は、大規模と小規模の二極化が進んでいる。

■ 大都市圏と首都圏の新人採用状況



◆Point 1

68期に続き69期の東京での登録者数は全体の50%を超えており、東京（東京、東京第一、東京第二の東京三弁護士会）への集中が目立つ状況になっている。

◆Point 2

名古屋と大阪を加えた大都市圏で見ると69期は全体の67.0%と、68期とほぼ変わらず全体の約3分の2が集中している状況。

◆Point 3

新人弁護士の7割は東名阪の大都市圏に就職しており、残りの3割がその他44道府県に就職している。

◇Topic 1

69期の地方弁護士会別の採用状況は、1月末時点では釧路、函館、高知の登録者数は0人。特に、高知は3年連続新人登録が1月末調査時点では0人となっている。

◇Topic 2

2016年12月27日「司法試験合格者数のさらなる減員を求める17弁護士会会長声明」（埼玉、千葉、栃木、群馬、山梨、長野、兵庫、三重、富山、山口、大分、仙台、福島、山形、秋田、青森、札幌）が出された。趣旨としては、弁護士の増加に反対、今後の司法試験合格者数をさらに減らすことを希望する内容のもの。

しかし、これら17弁護士会の69期の1月末時点の弁護士登録数は205名、同時期の68期174名より増加しており、減少したのは3弁護士会のみ、と矛盾する結果になった。各弁護士会の採用の方針や姿勢は、就職活動における1つのポイントになるため、修了生は自身の就職希望先の弁護士会の動向を事前に確認しておくことが重要。

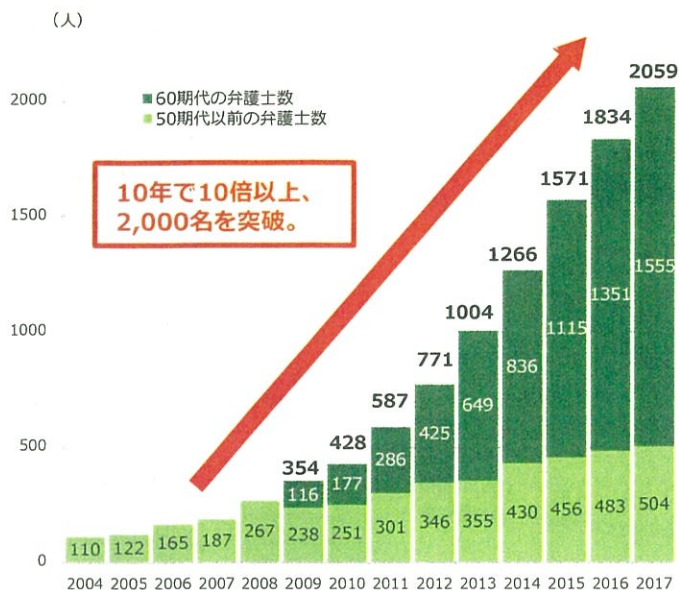
■ 2017年全国法律事務所・インハウスローヤーランキング

順位	昨対変動	事務所名	都道府県	所属弁護士数	昨対増減	順位	企業名	都道府県	所属弁護士数
1	→(1)	西村あさひ法律事務所	東京都	535	+19	1	ヤフー株式会社	東京都	27
2	→(2)	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	東京都	425	+21	2	株式会社三井住友銀行	東京都	22
3	→(3)	TMI総合法律事務所（※1）	東京都	388	+19	3	三菱商事株式会社	東京都	21
4	↑(5)	長島・大野・常松法律事務所	東京都	386	+26	3	野村證券株式会社	東京都	21
5	↓(4)	森・濱田松本法律事務所	東京都	378	+12	5	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都	16
6	→(6)	弁護士法人アディーレ法律事務所	東京都	190	+30	5	三井物産株式会社	東京都	16
7	↑(10)	弁護士法人ベリール・ベスト法律事務所	東京都	141	+36	7	みずほ証券株式会社	東京都	15
8	→(8)	弁護士法人大江橋法律事務所	大阪府	140	+9	7	株式会社ゆうちょ銀行	東京都	15
9	↓(7)	シティユーワ法律事務所	東京都	139	+1	7	丸紅株式会社	東京都	15
10	↓(9)	ベーカー・マッケンジー法律事務所 外国法共同事業	東京都	133	+6	10	SMBC日興証券株式会社	東京都	14
11	→(11)	瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業	東京都	110	+11	11	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都	13
12	↑(14)	虎ノ門法律経済事務所	東京都	79	+9	12	株式会社みずほ銀行	東京都	12
13	→(13)	伊藤見富法律事務所（※2）	東京都	77	+2	12	第一生命保険株式会社	東京都	12
14	↓(12)	北浜法律事務所・外国法共同事業	大阪府	76	-7	14	伊藤忠商事株式会社	東京都	11
15	↓(14)	弁護士法人御堂筋法律事務所	大阪府	75	+5	14	株式会社LIXIL	東京都	11
16	→(16)	岩田合同法律事務所	東京都	67	+6	14	原子力損害賠償紛争解決センター	東京都	11
17	↑(19)	弁護士法人ALG&Associates	東京都	60	+11	14	豊田通商株式会社	東京都	11
18	↓(17)	弁護士法人淀屋橋・山上合同	大阪府	56	-4	18	KDDI株式会社	東京都	10
19	↑(22)	弁護士法人朝日中央総合法律事務所	東京都	52	+5	18	LINE株式会社	東京都	10
20	↑(23)	鳥飼総合法律事務所	東京都	50	+5	18	アマゾンジャパン合同会社	東京都	10

(※2017年1月時点 ジュリスティックス調べ)

■ 組織内弁護士の急増の現状

組織内弁護士（企業・公的機関・その他団体所属）数の推移

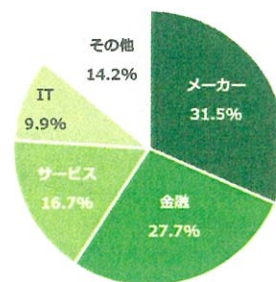


※2004～12年日本組織内弁護士協会HPより
2013～17年はジュリスティックス調べ（各年6月時点）

企業内弁護士の所属先業種と業種別人数

業種別人数（大分類）

業種	人数
メーカー	576
金融	507
サービス	306
IT	181
その他	259
計	1,829



※2017年6月時点 ジュリスティックス調べ

■ 司法修習期別の組織内弁護士数推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1～29期	6	9	8	6	6	5	5	3	2
30～39期	12	12	15	15	9	16	17	17	16
40～49期	71	64	67	68	62	72	74	74	74
50期	11	12	14	16	14	18	19	22	23
51期	18	18	17	22	18	23	22	26	26
52期	15	16	20	22	17	25	24	26	27
53期	14	16	16	25	21	25	28	29	29
54期	26	30	33	31	30	41	42	41	44
55期	8	14	19	26	29	33	38	39	44
56期	11	13	31	33	42	46	47	50	55
57期	19	18	25	29	37	38	39	45	47
58期	9	14	15	24	28	41	48	49	55
59期	16	13	18	27	42	43	45	52	62
60期	45	48	65	68	75	89	105	118	134
61期	71	75	89	104	121	134	153	179	186
62期		54	71	84	117	132	146	158	177
63期			61	74	98	117	132	139	145
64期				95	133	147	164	165	175
65期					105	119	145	160	165
66期						98	149	180	196
67期							120	153	160
68期								99	123
69期									82
修習期不明	2	2	3	2	0	4	8	10	12
50期代	147	164	208	255	278	333	352	379	412
60期代	116	177	286	425	649	836	1115	1351	1543
総数	354	428	587	771	1004	1266	1571	1834	2059

+109 +139 +224 +187 +279 +236 +192

504人(24.5%)

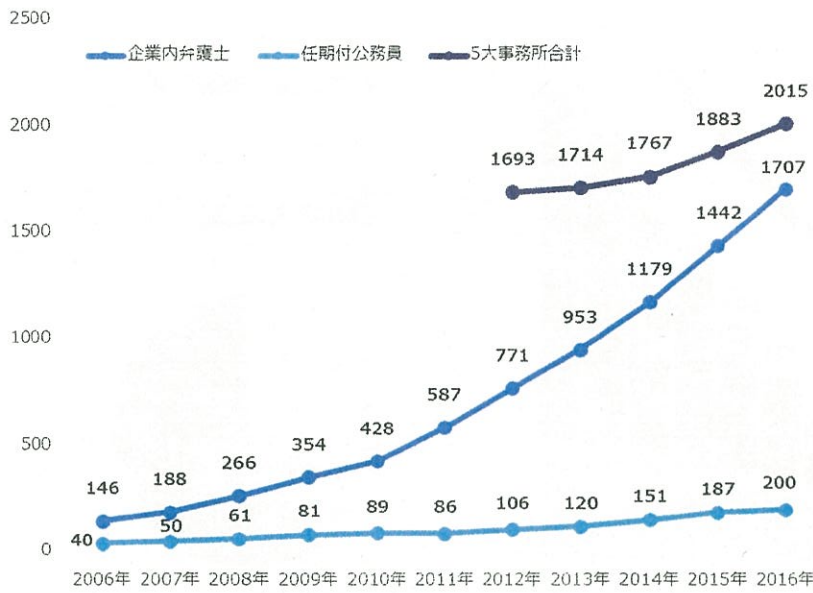
◆Point 1
企業の経験弁護士ニーズが増え、50期以前の経験弁護士が企業に転職するケースも近年増加傾向。

1,543人(75.5%)

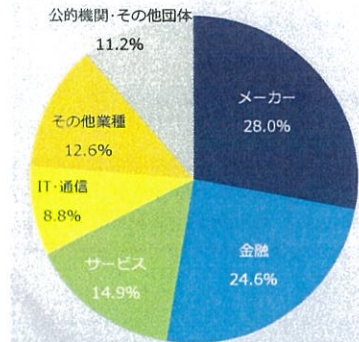
◆Point 2
法科大学院制度発足後の60期以降の割合が非常に高くなっており、年々増加している。

※2009～2012年は日本組織内弁護士協会HP（各年6月時点）、2013～2016年（各年6月時点）はジュリスティックス調べ

■ 5大事務所所属弁護士・企業内弁護士・任期付公務員の推移



(※参照：5大事務所は日弁連登録情報 ジュリスティックス調べ
企業内弁護士と任期付公務員は日本弁護士連合会編著「弁護士白書2016」)

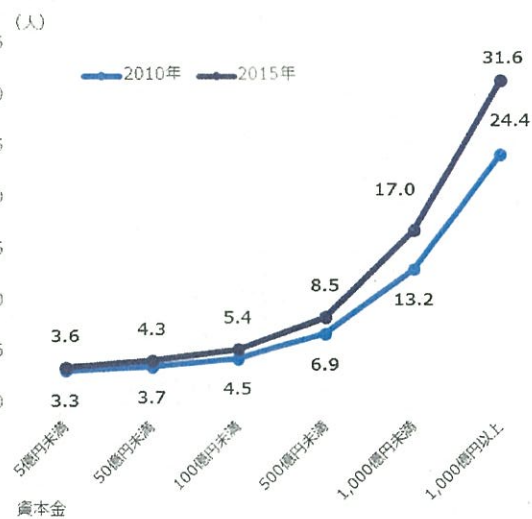
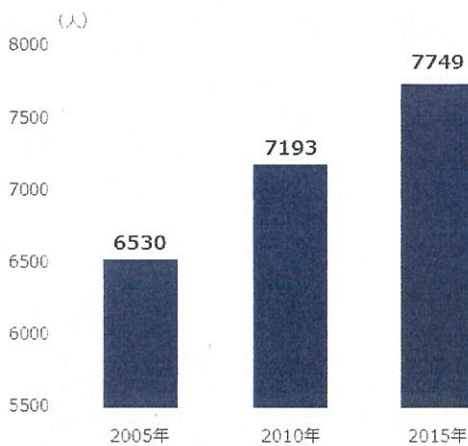


(※参照：2017年6月時点
日弁連登録情報 ジュリナビ調べ)

◆Point 1

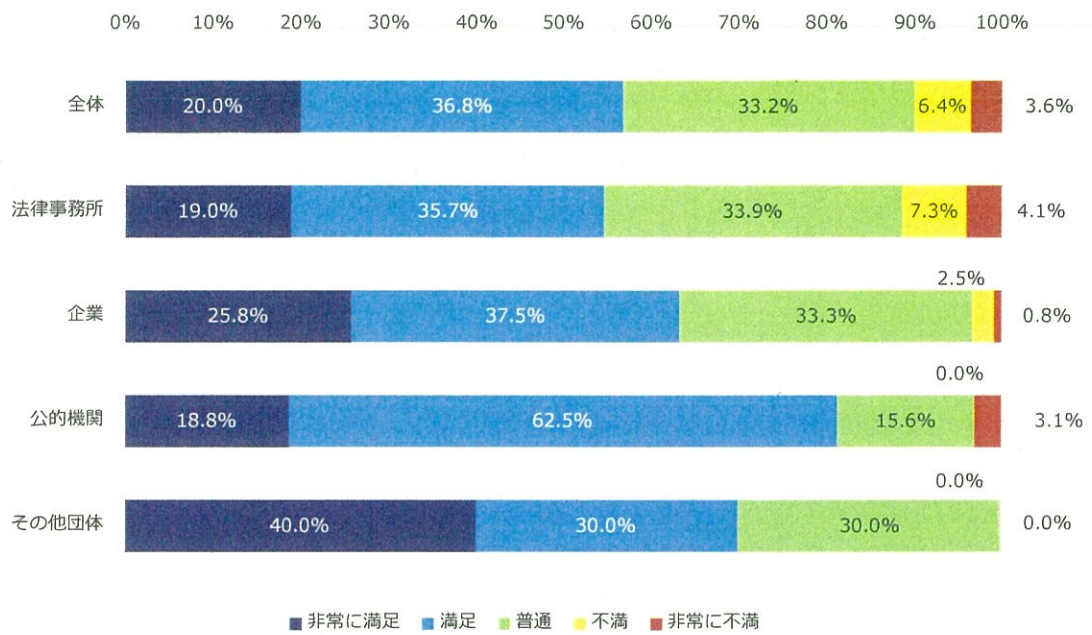
組織内弁護士の需要は増加し続け、数年のうちに5大事務所所属弁護士数を上回ると予想される。
2017年6月時点ジュリスティックス調査では、2,000名を突破し、2,059名になっている。

■ 法務部員数と企業の資本金別の平均法務部員数の推移



(※参照：平成28年10月17日法曹養成制度改革連絡協議会 経営法友会資料「弁護士の活用状況について」)

■ 法科大学院修了生を採用した受け入れ先の満足度



(※参照：文部科学省 平成27年度法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査)